

計画素案へのご意見等と最終案への反映等について

1 本協議会委員からいただいた主なご意見（第3回協議会等）

ご意見（現状の課題等）	最終案への反映(案)
<p><医療提供体制></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>新型コロナ対応において苦慮した透析患者や認知症患者の入院受入について、体制構築が必要</u> 	<p>第六 4-ア：入院体制体制 特に配慮が必要な患者として、「<u>透析患者、認知症患者の受入可能病床の確保</u>」を追記</p>
<p><人材の養成・資質の向上></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>人材育成を感染症指定医療機関の機能強化に繋げていくことについて計画に明記が必要</u> 	<p>第六 1-(4)：医療提供の基本方針 「<u>感染症指定医療機関における人材の養成及び資質の向上</u>」を追記</p> <p>第十一 1：人材養成等の基本方針 「<u>人材養成及び資質の向上による、感染症対策全般の施策推進や、感染症指定医療機関の機能強化</u>」を追記</p> <p>保健医療計画（新興感染症医療） 第3節 1-(2) 「<u>人材養成及び資質の向上を含めた感染症指定医療機関の機能強化等</u>」を追記</p>
<p><高齢者施設等における感染対策等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特に医療の関与が全く求められない <u>高齢者専用賃貸住宅に係るクラスター対策や医療関係者との連携が課題</u> 	<p>第六 4-ク：医療連携体制 「<u>高齢者施設等における、平時からの医療機関の連携体制の構築・強化</u>」を追記</p>
<p><水際対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>海外由来の新興感染症発生時の水際対策として、県・下関市・検疫所の連携について計画に明記が必要</u> 	<p>第二 9-(7)関係機関との連携 「<u>県及び下関市による、管轄検疫所との積極的な情報交換、適切な連携</u>」を追記</p>

ご意見（現状の課題等）	最終案への反映(案)
<p><人権の尊重></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>エッセンシャルワーカー（医療従事者等）が、新興感染症発生・まん延時においても安心・安全に業務を継続するための仕組み（配慮）が必要</u> 	<p>第十四 1-(1)啓発及び人権の尊重 「<u>医療従事者等が安全・安心に業務を継続するための、新興感染症に起因する差別的取扱い等の防止の取組</u>」を追記</p>
<p><予防接種></p> <ul style="list-style-type: none"> ・次の感染症危機に向けて、<u>平時からVPD（ワクチンで防げる病気）への対策をしっかりと行っていくことが必要</u> 	<p>第一 4 予防接種 「<u>新たな感染症による健康危機に備えて、平時からのVPDへの対策の推進</u>」を追記</p>
<p><県の果たすべき役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の役割として、<u>平時から、国と地方との人事交流も重要</u> 	<p>第一 7：県の果たすべき役割 「<u>平時から、国及び他の地方公共団体等への人材派遣</u>」を追記</p>
<p><感染予防等に備えた情報の公表></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平時のうちから<u>HPを活用し、情報を分かりやすく発信することで、正しい知識の普及や危機管理意識の高揚を図ることが重要</u> <u>(情報の収集・分析・公表によるリスクコミュニケーションの強化)</u> 	<p>第一 7：県の果たすべき役割 「<u>平時からの正しい知識の普及、情報の収集及び分析並びに公表によるリスクコミュニケーションの強化</u>」を追記</p> <p>第二 3：情報の公表 情報公表の強化による知識の普及や危機管理意識の高揚を目指し「<u>県が収集した情報を、県感染症情報センターのHPを活用して分かりやすく公表し</u>」を追記</p>

2 その他課題等の反映

現状の課題等	最終案への反映(案)
<p>＜健康危機への管理体制＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康危機発生に対する管理体制については、感染症のみでなく、災害等、他の分野が複合的に発生する場合を想定した、対応力の強化が必要（健康危機への対処についての国ガイドライン等） 	<p>第一 3：健康危機管理体制 今後の感染症への対応に加え、「<u>災害等他分野も含めた複合的な健康危機へ対応できる危機管理体制の構築の推進</u>」を追記</p> <p>第二 8：災害発生時の防疫体制等 <u>「指定避難所における感染症対策として、避難者の健康管理や避難所の衛生管理等の必要な措置を講ずること」</u>を追記</p>